

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年10月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900039号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900016号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成14年5月1日、喪失年月日を同年7月7日に訂正し、同年5月及び同年6月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成14年5月1日から同年7月7日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年5月1日から同年7月7日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年5月1日から同年7月7日まで

私は、請求期間においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者から提出されたA社との雇用契約書により、請求者は、同社において、請求期間に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された給与支給明細及びA社の元事業主(以下「元事業主」という。)から提出された給与台帳により、請求者は、請求期間において28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社において、厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成14年5月及び同年6月の標準報酬月額については、元事業主及び日本年金機構の回答並びに厚生年金保険料控除額から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成14年5月1日から同年7月7日までの期間について、請求者の健康保険厚

生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出し、保険料についても納付したと回答しているが、当該期間におけるA社に係るオンライン記録の健康保険厚生年金保険の整理番号に欠番がないことから、請求者の厚生年金保険に係る記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から請求者に係る資格取得届が提出された場合には、その後、資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録しないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、当該届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900038号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900015号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年9月1日から昭和52年5月1日まで
② 昭和52年10月12日から昭和53年6月1日まで

私は、請求期間①についてはA社に、請求期間②についてはB社に、それぞれ継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、両請求期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「請求期間①の直前に、転職するためC市に転居した。」と主張しているところ、請求者に係る改製原戸籍の附票によると、請求者は、請求期間①直前の昭和51年8月12日に、D市からA社の所在地であるC市に転居していることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、また、商業登記簿謄本によると、A社は、昭和59年に解散しており、事業主は所在不明であるため、請求者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険加入の取扱い及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し所在が確認できる16人に照会したところ、8人から回答があったが、請求期間①における給与からの厚生年金保険料控除や請求者に係る具体的な勤務実態について回答は得られず、請求期間①において、請求者が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、昭和52年5月1日に被保険者資格を取得し、昭和52年9月30日に離職していることが確認できるところ、これは、A社に

係る被保険者原票及びオンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者記録と符合している。

請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間②においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、請求期間②当時に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し所在が確認できる21人に照会したところ、11人から回答があったが、請求期間②における給与からの厚生年金保険料控除や請求者に係る具体的な勤務実態について回答は得られず、請求期間②において、請求者が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、B社の請求期間②当時の経理事務担当者は、当時は入社と同時に厚生年金保険には加入させず、ある程度様子を見てから、事業主の判断と本人の希望により厚生年金保険に加入させており、それまでの間は給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨陳述している上、請求期間②当時に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者において、雇用保険被保険者の資格取得年月日の方が厚生年金保険被保険者の資格取得年月日より1か月ないし28か月早いことから、同社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社の事業主は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料控除については不明と回答している上、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。